

定期講習の受講について

一級建築士免許証明書の交付を受ける皆様へ

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士**は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

なお、受講期限内に受講しない場合は、**懲戒処分の対象**となります。

（ご注意）建築士事務所に所属する建築士について

建築士は、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理（以下、「設計等」。）を業として行うことができません。（法第23条の10）

よって、建築士が設計等を業として、行う場合は、建築士事務所に所属する必要があります。建築士として設計等の業を行うには、以下のいずれかとする必要があります。

- ① 現在、登録されている既存の建築士事務所に所属し、設計等の業を行う。
- ② 自らが管理建築士となり、開設者として建築士事務所登録し、設計等の業を行う。

※ 管理建築士となるためには、建築士（二級建築士、木造建築士を含む。）として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関による「管理建築士講習」を修了する必要があります。

※ 建築士事務所の登録は、都道府県又は都道府県による指定事務所登録機関（各都道府県建築士事務所協会（一部の県は未指定））にて受付けています。

<定期講習の受講期限について>

○ 建築士事務所に所属される方（規則17条の37イ）

- ・ **平成30年3月31日**（一級建築士試験に合格した年度（平成26年度）の翌年度（平成27年度）の開始日から起算し、3年）が**受講期限**です。

※ 一級建築士登録後、すぐに建築士事務所に所属されない場合であっても、平成30年3月31日までに建築士事務所に所属される場合、受講期限は平成30年3月31日となりますので、ご注意ください。

○ 建築士事務所に所属されない方（規則17条の37ロ）

- ・ 建築士事務所に所属されなければ、定期講習の受講義務はありません。
- ・ ただし、**平成30年4月1日**（一級建築士試験に合格した年度（平成26年度）の翌年度（平成27年度）の開始日から起算し、3年を超えた日）**以降に所属建築士になった場合、遅滞なく定期講習を受けなければいけません。**

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、裏面に記載のある各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

<定期講習の講習内容について>

■ 法令により定められた講習内容 講義及び修了考査(合計6時間)

● 講義[合計5時間]

建築物の建築に関する法令に関する科目(3時間30分)

設計及び工事監理に関する科目(1時間30分)

● 修了考査[1時間]

※ 講義に使用するテキスト及び修了考査の問題等は、登録講習機関により異なります。

<登録講習機関一覧>

講習機関名	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	http://www.jaeic.or.jp/
(株)日建学院	http://www.nik-g.com/
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	http://www.jfs2001.com/
(株)総合資格学院法定講習センター	http://www.shikaku-center.jp/
ビューローベリタスジャパン(株)	http://www.bvjc.com/
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	http://www.doken-atec.jp/
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	http://kenchikushienter.jp/
(株)ERIアカデミー	http://www.a-eri.co.jp/
(株)確認サービス	http://www.kakunin-s.com/

■ よくある質問

Q: 二級建築士として建築士事務所に所属しています。今年度(平成26年度)、一級建築士試験に合格し、一級建築士として登録したので、定期講習の受講期限は、3年後の平成29年度中となりますか。

A: 一級建築士試験に合格したことによって、二級建築士としての定期講習の受講義務がなくなるわけではありません。そのため、二級建築士として前回、定期講習を受講した年の翌年度から3年以内に二級建築士の定期講習を受講しなければなりません。なお、一級建築士試験に合格しその後一級建築士として登録して、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受けたものとみなされます。

※受講申込書には、保有するすべての建築士資格についてご記入ください。